

確 認 書

平成30年1月30日

株式会社 豊かな丘
代表取締役 菅沼康臣様

豊丘村長 下平喜隆

平成30年1月15日付けの確認申請について、地域再生法第16条の規定に基づき、
確認します。

記

1. 地域再生法施行規則第23条第1号から第3号までに該当すること。

- (1) 設立年月日 平成29年12月8日
- (2) 業 種 農業 林業 小売業 飲食サービス業 サービス業
- (3) 資本金額 300万円
- (4) 基準事業年度における営業利益の額の売上高に対する割合 確認不要
- (5) 従業員数 6人
- (6) 特定地域再生事業の内容

道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、山間地域の集落において安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保し、コミュニティの形成・継続・発展を推進するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組む。

「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する新法人（株式会社）が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行う。

(7) 上記の特定地域再生事業を専ら行う株式会社であること

2. 地域再生法施行規則第23条第4号から第9号までに該当すること。

第4号 外部資本が1/6以上であること

第5号 未上場会社であること

第6号 大規模会社の子会社でないこと

第7号 風俗営業等を行っていないこと

第8号 株式投資契約を締結する株式会社であること

第9号 当該認定地域再生計画に係る特定地域再生事業を実施する株式会社が他に存在しないこと

(1) この確認書は、平成32年12月31日まで有効です。

(2) この確認が行われたことについては、地域再生制度に関するホームページにおいて公表します。

(3) 株式の払込みの期日において地域再生法施行規則第23条第1号から第9号までに掲げる要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの確認を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの確認書を返納するとともに、その旨を投資家に対して伝達してください。

(4) この確認は、豊丘村として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してください。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。